

全国の弁護士の皆様へ

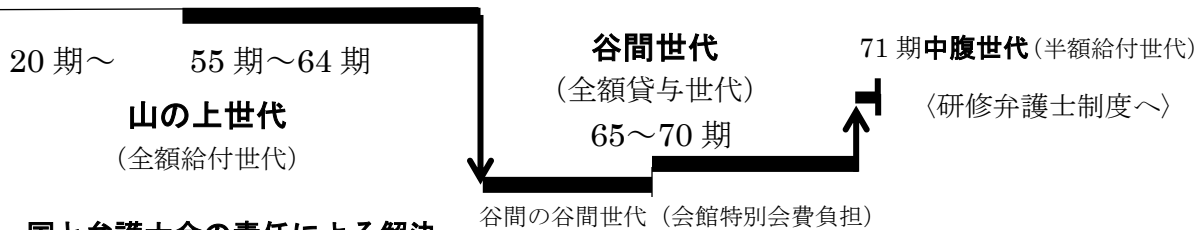
下記要請にご協力いただき賛同して下さるようお願い致します

日本弁護士連合会及び東京三会御中

Law 支援の会 (代表遠藤直哉・副代表佐藤優)

要請文

谷間世代貸与分を国と全弁護士会が各 1/2 負担(返済)することを要請する。



1. 国と弁護士会の責任による解決

谷間世代は無給・貸与制(1人約300万)の不利益を受け不平等扱いされています。会館特別会費まで負担した65～67期(谷間の谷間世代)が最も不利益を受けています。谷間世代の多くの雇用主が貸与分の立替負担を始めています。そして全国弁護士会の繰越金は概ね120億円となっており、貸与分の会費負担か、谷間世代のみの会費値下か、収支相償に従いその他何に使うかに迫られています。よって全会員の問題となっています。そもそも、法科大学院は理論と実務を架橋する全ての教育を行い、弁護士会と共に、実務教育も担う任務を付与され、司法修習は縮小(廃止)される状況でした。二弁法曹養成センター(委員長遠藤直哉)は、2000年の第4次報告書まで一貫して、司法改革審議会に対して、法科大学院制度と有給の研修弁護士制度(研修医と同様のもの)をセットで提案しました(「法科大学院に関する第四次報告書」遠藤著「ロースクール教育論」信山社)。国と弁護士会は、上記提言を採用しないで、修習生を無給無権限の旧医師インターン以上の劣悪な無給拘束をしたので、連帯して責任をとって各1/2の負担を負うべきで、早急に協議し解決すべきです。半額給付(最低賃金並の雑所得)の中腹世代(71期)も貸与分を負ったり、共済組合に加入できず、非正規扱いされており、国と弁護士会は法曹養成に共に責任を果たすために、上記提言を採用すべきで、半分無給の拘束も早急にやめるべきです。従前の無権限のままの見学的修習では、財政負担をする理由に乏しく、有給勤務しながら責任ある研修をする方が優れています。

2. 弁護士会余剰金—谷間世代の権利

司法試験合格者の増加した約15年間、会費収入が増加し、特に法科大学院世代(60期～70期)が大きく貢献しました。谷間世代貸与1人分300万円×8000人(10年分割払)×1/2の120億円を20年分割払・年6億円の返済とすれば、全国の弁護士会の収支黒字分年8億円と29年度繰越金120億円で充分支払可能です。過去と将来の余剰金は谷間世代の所有として雇用主の立替分も含めて配分されるべきです。上記の返済後、20年後の繰越金は約160億円も残ります。本提案とほぼ同じく日弁連も谷間世代の会費を約1/3(1人月3500円・合計42万円・15年間総額41億円)減ずる案を公表しているの、単位会費の減額についても本提案のとおり実施すべきです。

3. 有給の権限付弁護修習(2年研修弁護士)の導入

司法試験合格後、法曹三者希望者に、弁護士事務所でのOJTの有給勤務を義務づけます。判検事の権限付与はできないので、修習開始時に1ヵ月裁判所と検察庁の見学をし、その後11ヵ月弁護士修習とし、弁護士権限を付与し、さらに1年間弁護士事務所勤務します。弁護士会は上記余剰金を使い進歩的公益的研修を行います。その後判検事に任官します。中腹世代への給付金年25億円の節約となり、弁護士側が50億円を毎年負担し続けるので、国が前記120億を負担する理由となります。何より抜本的案として、円滑に効率的解決を得られ、弁護士会は自らの費用で国民に貢献する法曹を養成し、司法の改善に向けて国民の支持を得られます。

【H29年度の繰越金】全国：合計約120億円(1)(過去15年×単年度黒字8億円) 日弁連44・東京三会36・大阪20・その他20
 【今後20年の繰越金の合計見込】全国：約160億円(今後20年×年8億円)
 【1/2負担プラン】返済6億円×20年=120億円
 【20年後の繰越金】160億円-120億円=40億円(2) **20年後余剰金(1)120億円+(2)40億円=160億円!**
 【参考：会館繰越金】(日弁連・東京三会合計)約205億円の繰越金あり!

当方で集計して提出公表します

上記要請に賛同致します(送付先)FAX:03-3500-5331 又は law.shien@fair-law.jp Law 支援の会(フェアネス法律事務所)

(氏名) _____ (肩書) _____ (所属・事務所) _____